

令和4年第2回摂津市議会定例会

議案参考資料  
( 条例関係 )

令和4年6月10日提出

摂 津 市

## 目 次

報告第 4 号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	・・・	1
議案第 33号	摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	10
議案第 34号	摂津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	14
議案第 35号	摂津市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	18

摂津市税条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 46 条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 <u>法第 321 条の 8 第 60 項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 60 項</u>に定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、地方税関係手続用電子情報処理組織(法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第 12 項において同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第 321 条の 8 第 69 項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があつ</p>	<p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 46 条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 <u>法第 321 条の 8 第 62 項</u>に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、<u>同条第 62 項</u>に定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第 11 項において「申告書記載事項」という。)を、地方税関係手続用電子情報処理組織(法第 762 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。第 12 項において同じ。)を使用し、かつ、地方税共同機構(第 11 項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 略</p> <p>15 第 12 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、<u>法第 321 条の 8 第 71 項</u>の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があつ</p>

た日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

## 16 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第 81 条 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳の閲覧の手数料は、無料とする。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第 82 条 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、摂津市手数料条例の定めるところによる。

## 附 則

(固定資産税等の課税標準の特例に関する読替え)

## 第 12 条 略

た日の翌日以後の第 12 項前段の期間内に行う第 9 項の申告については、第 12 項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

## 16 略

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第 81 条 法第 382 条の 2 に規定する固定資産課税台帳(同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料は、無料とする。

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第 82 条 法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付手数料は、摂津市手数料条例の定めるところによる。

## 附 則

(固定資産税等の課税標準の特例に関する読替え)

## 第 12 条 略

2 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 15 項から第 19 項まで、第 21 項、第 22 項、第 26 項、第 29 項、第 33 項から第 35 項まで、第 37 項から第 39 項まで、第 42 項若しくは第 43 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 136 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは、「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

(法附則第 15 条等の条例で定める割合)

第 12 条の 2 略

- 2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する条例で定める割合は、4 分の 3とする。
- 3 法附則第 15 条第 16 項本文に規定する条例で定める割合は 5 分の 3 とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 4 法附則第 15 条第 23 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 5 法附則第 15 条第 24 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 6 法附則第 15 条第 24 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 7 法附則第 15 条第 24 項第 3 号に規定する条例で定める割

2 法附則第 15 条第 1 項、第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項、第 15 条の 2 第 2 項、第 15 条の 3 又は第 63 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 136 条第 2 項中「又は第 33 項」とあるのは、「若しくは第 33 項又は附則第 15 条から第 15 条の 3 まで若しくは第 63 条」とする。

(法附則第 15 条等の条例で定める割合)

第 12 条の 2 略

- 2 法附則第 15 条第 2 項第 5 号に規定する条例で定める割合は、5 分の 4とする。
- 3 法附則第 15 条第 15 項本文に規定する条例で定める割合は 5 分の 3 とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 4 法附則第 15 条第 22 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 5 法附則第 15 条第 23 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 6 法附則第 15 条第 23 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 7 法附則第 15 条第 23 項第 3 号に規定する条例で定める割

合は、2分の1とする。

- 8 法附則第15条第25項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備に係る

合は、2分の1とする。

- 8 法附則第15条第24項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条第24項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 10 法附則第15条第26項第1号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 11 法附則第15条第26項第1号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 12 法附則第15条第26項第1号ハに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備に係る

同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備に係る  
同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

20 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{2}{3}$ とする。

21 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{1}{2}$ とする。

22 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{2}{3}$ とする。

23 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{2}{3}$ とする。

24 法附則第15条第46項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{1}{3}$ とする。

25 略

26 略

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条 略

2～8 略

同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備に係る  
同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。

20 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{2}{3}$ とする。

21 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{1}{2}$ とする。

22 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{2}{3}$ とする。

23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{2}{3}$ とする。

24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{1}{3}$ とする。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、  
 $\frac{3}{4}$ とする。

26 略

27 略

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条 略

2～8 略

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

10 略

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

9 法附則第 15 条の 9 第 9 項の熱損失防止改修等住宅又は同条第 10 項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 9 項各号に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

10 略

11 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項各号に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。



(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 16 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は附則第 15 条から第

(1)～(3) 略

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第 12 条第 31 項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

12・13 略

(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 16 条 宅地等に係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 の 2 の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に 100 分の 5(商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該

15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

## 2～5 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第23条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15

年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

## 2～5 略

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

第23条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分

条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 略

の固定資産税について法第 349 条の 3(第 18 項を除く。)又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2～5 略

摂津市議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>15,800 円</u> を超える場合には、<u>15,800 円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>16,100 円</u> を超える場合には、<u>16,100 円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受</p>

けた燃料の代金と合算して、7,560 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第 6 条 候補者は、7 円 51 銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

(1)・(2) 略

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第 8 条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙

けた燃料の代金と合算して、7,700 円に当該候補者につき法第 86 条の 4 第 1 項、第 2 項、第 5 項、第 6 項又は第 8 項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第 6 条 候補者は、7 円 73 銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める枚数を超える場合には、当該各号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第 2 条ただし書の規定を準用する。

(1)・(2) 略

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第 8 条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙

運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 7 円 51 銭を超える場合には、7 円 51 銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、第 6 条各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第 11 条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、525 円 6 銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 310,500 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内の

運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が 7 円 73 銭を超える場合には、7 円 73 銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて、第 6 条各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第 11 条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価(当該作成単価が、541 円 31 銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に 316,250 円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。)を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内の

ものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第 9 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。

摂津市職員の退職手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第10条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が<u>当該退職後</u>一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、市長にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間(1年を限度とする。)に相当する期間を合算した期間(当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、<u>当該退職の日後に事業(その実施期間が30日未満のものその他</u></p>



5～10 略

11 略

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～14 略

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経

規則で定めるものを除く。)を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間(当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。)は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 略

11 略

(1)～(4) 略

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) 略

12～14 略

15 第11項の規定は、第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経

過していないものを含む。)及び第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 7 項又は第 8 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第 11 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

附 則

1～7 略

8 令和 4 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進す

過していないものを含む。)及び第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者(第 7 項又は第 8 項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 か月を経過していないものを含む。)について準用する。この場合において、第 11 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16・17 略

附 則

1～7 略

8 令和 7 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進す

るために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

とする。

9・10 略

るために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)

とする。

9・10 略

摂津市後期高齢者医療に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 広域連合条例<u>附則第5条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>（9） 略</p>	<p>（市において行う事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）～（7） 略</p> <p>（8） 広域連合条例<u>附則第3条第1項</u>の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>（9） 略</p>